会議録

| 会議の名称 | 西東京市特別職報酬等審議会(第5回) |
|-------------|---|
| 開催日時 | 平成21年10月26日(月曜日) 午前10時00分から11時30分まで |
| 開催場所 | 田無庁舎 5階501会議室 |
| 出席者 | 委員:浅川公紀、大屋 宏、高木保男、高崎三成、筑井久雄、富田恵子、 西道 隆、蓮見一夫、原田 久、柳田由紀子(敬称略) 事務局:下田総務部長、手塚総務部参与兼職員課長、清水総務部主幹、森谷 職員課長補佐兼人事給与係長、尾崎議会事務局長、小谷野副参与兼議会事 務局次長 |
| 議題 | 特別職の報酬等について |
| 会議資料の 名称 | 平成21年度西東京市特別職報酬等審議会資料 |
| 記録方法 | 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録 |
| A + W | |

会議内容

浅川会長

平成21年度第5回特別職報酬等審議会を開催いたします。会議時間はいつも通り90分で、本日の会議は11時30分頃終了ということで皆さん方のご協力をお願いしたいと思います。なお、柳田委員から週末事務局にいただきました資料は、本日皆様方に配布をしております。私も見せていただきましたが、相当ボリュームがあるということですので、各委員の皆様方におかれましては、会議が終わりましたらお持ち帰りいただきお読みいただいた上で次回柳田委員からご意見をいただくということにいたします。量が多いのでそうさせていただきたいと思います。

では、前回の続きになりますが、前回の会議で確認された審議に入ってまいります。 皆様方既にご案内のように国の人事院勧告そして東京都人事委員会の勧告がございまして、事務局より追加諮問がございますのでお話をしていただきたいと思います。

事務局

ただ今会長からお話がありました追加の諮問でございます。本来でございますと坂口市長から諮問いたすところでございますが、市長の日程上、本日代わりまして私の方から読ませていただきます。

諮問書代読

浅川会長

ありがとうございます。市長より期末手当の引下げについての追加諮問をいただきました。これについては、時間の都合上、次回に審議をさせていただくということにさせていただきます。通常ですと第4回の会議録を確認して決定するということですけれども、時間の関係から、前回原田委員からご提案がありました議員の活動状況について、議会事務局長と事務局次長からご説明をいただき質疑を行うという時間を設けるということにいたしたいと思います。お二方お見えになっておりますので、日程の都合上、限られた時間とは思いますけれども、10時30分くらいまでの間ご説明をいただき、併せて質疑応答という時間にしたいと思います。よろしくお願いします。

尾崎議会事務局長

皆さんおはようございます。議会事務局長をしております尾崎と申します。事務局次 長の小谷野でございます。

小谷野議会事務局次長

小谷野でございます。よろしくお願いします。

尾崎議会事務局長

まず、冒頭でございますが、会長から先ほどお話がありましたように、10時半過ぎに 出張を控えておりますので、大変恐縮でありますけれども、10時半になりましたら退席 させていただきますので予めご了承をいただきたいと思います。それでは失礼いたしま すが、着席して説明をさせていただきます。

大きく議会活動に関しまして、議員の活動状況ということで5点に分けて説明をさせ ていただきます。はじめに、議員が専業化の傾向が非常に強くなっているということに ついてご説明をさせていただきます。本日机上に資料も配布されておりますように、こ れまで西東京市では合併時に議員が46人いらっしゃって、そのうち専業職が26人、率に して56.5%。平成14年12月に執行しました市議会議員選挙の結果、これは減数をしてい るわけですけれども、議員36人中23人が専業職でございます。率にしますと63.9%で す。さらに平成21年10月現在、これは平成18年12月に執行された選挙で、定数を35に減 員したところでありますが、さらに1名欠員になっておりまして、現員数は29人でござ います。そのうち、専業は19人で、率にして65.5%となっています。資料からご覧いた だけますように、専業化率というのは執行するごとに高くなっている状況が見られま す。兼業している議員の中でも、これから何項目かにわたって説明いたしますけれど も、日々の生活の大半が議員としての関連の活動が主なものであるということがおわか りいただけるかと思います。それらは以下説明してまいりますが、まず1点目としまし て、議員自らが自分自身の政治課題といたしまして、市政の諸問題の調査・研究を日常 行っているということ、その結果、兼業している業務に多くの時間を割くことは非常に 難しい状況があるのではないか。例えば、行政を取り巻く地方財務制度、これは財政の 関係でございますが、あるいは、平成13年来の地方分権の動きですとか、さらに国や都 政の動向など、市政に関連する課題に対して、常に調査・研究を怠らずにしておかない と、議会審議に耐えられなくなるという状況があるということが言えると思います。地 方行政に係る制度の新たな創設ですとか、制度改正など非常に市民の方にとってわかり づらく難解な制度が多いものと考えられます。例えば近年でも、財政健全化法が制定さ れたとか、記憶の新しいところでは、3兆円の税源移譲に伴う大幅な地方税制改正です とか、地方教育行政の改革、例えば市長部局への文化・スポーツ行政の移管が可能にな った、あるいは福祉制度改革、介護保険制度ですとか、自立支援法の制定ですとか、さ

らには医療制度改革、これは後期高齢者医療制度の改革等、非常に幅広いジャンルにわ たるものでございますが、それらについては、日頃から調査研究していないと、議会の 審議に耐えられないのではないかというような状況があるかと思われます。2点目とし まして、委員会活動や本会議、定例会、これら以外の公的な種々の活動がございます。 市議会開催中以外にも閉会中委員会がございますが、毎月の常任委員会や特別委員会へ 出席しなければなりません。また、議員から選出される監査委員の会議も毎月ございま す。そして農業委員会にも3名の議員が出席してございます。さらに一部事務組合とい うのがありまして、昭和病院組合ですとか、多摩六都科学館組合、東京たま広域資源循 環組合等、26市等で構成するさまざまな一部事務組合がございまして、それらの議会に も出席しなければいけないというような状況もあります。さらには26市で構成しており ます外部団体というのでしょうか、東京河川改修促進連盟ですとか、多摩地域都市モノ レール等建設促進協議会等そういった外部団体などにも出席しなければならないという ような状況もございます。その他市の公の行事、年が明けて消防出初式でありますと か、成人式でありますとか、敬老大会、あるいは防災訓練等々ございます。それらに関 しましても、多くの議員が出席されているという実態がございます。それらは、当然議 員として議会活動に資する目的で出席されているということでございます。3つ目とし て、定例会等の準備、定例会等は会期が限定されているものでございますけれども、本 会議の開催前、例えば10日前とか1週間前くらいになりますと、当然議員は一般質問を するわけですし、上程される議案の事前調査、研究をしなければいけないことがありま して、事実上、定例会開催1週間、10日前あたりから、議員の活動が始まるというよう な実態がございます。また、平成20年度からは、先ほど申し上げましたが、議会改革の 一環として、毎月の常任委員会の開催が始まっておりまして、各議員がそちらの方にも 準備をして出席しなければならないという状況が生じております。4点目につきまして は、一般市民の方からは目に見えにくいと言いますか、わかりにくい活動でございま す。定例会、臨時会、さらには委員会などの正規の議会活動の場以外で日々活動してご ざいます。議員は請願の紹介議員となることもありまして、その対応には相当時間を費 やすこともございます。また、議会へ日常的に行われている陳情ですとか要望、それら への対応は実にさまざまでございまして、年々複雑化しているのではないかと思われま す。常日頃の活動を数値化することはとてもできない話ではありますけれども、例え ば、公共施設の具合が悪く補修が必要であるとか、最寄りの踏切りが非常に危険である とか、あるいは道路が陥没して危険であるとか、道に信号がなく児童等に危険であるな ど、いろいろな要望、苦情が議員に対して個人、団体問わず寄せられているという実態 がございます。場合によっては、地域の街づくりといったものを地域住民や地域団体の 方々とともに、事例研究に関わったり、調査研究していくということもあり、相当時間 を費やしていると考えております。ある意味では、議員活動というのは、議会活動以外 の場であっても、昼間、夜間を問わず市民や地域の団体から何らかの要請があれば応じ ざるをえないという状況がありまして、個人の時間というのはかなり制約されていると 言っても過言ではないと言えます。5点目として、議員は日々地域に暮らし活動してい るわけですけれども、地域の団体、これには町内会、自治会、商店会、農業団体もある かもしれません、そういった地域の団体から市政について幅広いテーマで説明などを求 められることもあります。例えば、ごみの有料化に伴って、ごみの出し方が非常にわか りにくいといったことで地域団体から説明を求められたり、あるいは後期高齢者医療制 度ができて、これまでの医療制度とどう変わるのかというようなことを場合によっては

聞かれることもございます。これらへの対応については、本来市役所に直接に聞くとい うことが筋だと思いますけれども、住民の方々からすれば身近な議員にまず聞いてみよ うというようなことで、まずお尋ねになるということがございます。対応は議員として の行政の代行というのでしょうか、代役的な意味合いを持つというふうに言えるのでは ないかと思います。そういった点でも、各議員は相当苦労されていると思います。最後 に結論的に言いますと、これまで述べてきましたように、日々の暮らしの中で住民や地 域の団体のため活動することは、当然議員としての活動でありますし、住民要望等を市 政に具体的に反映させるために活動する場が市議会の定例会、本会議ですとか委員会で あろうと思います。ですから、単に議会開催日数や委員会の日数で議員活動の軽重が量 れるものではなくて、最終的には日頃の活動の集大成の場である議会での議論から市民 が議員活動をどう捕らえるのかが重要なことではないかと考えております。私ども議会 事務局から議員活動を見ますと、公にされている議会の開催日数等の定量的な評価ばか りでなく、これまで述べた議会のための準備ですとか、調整に当たること、あるいは日 頃地域住民と一体となって地域福祉のため活動されている実態、さらには議論の質的な 部分にも視点を当てて議員活動を考える必要があるのではないかと思っております。大 きな2点目としまして、市議会議員の定数につきましてですが、これまでいろいろ議論 されてきておりますけれども、改めて確認の意味で説明させていただきたいと思いま す。ご承知のとおり、西東京市は合併以前は旧2市がそれぞれ議会の活動をしていたと ころでありますが、合併時には実質46人、その後平成14年12月に執行した選挙で36人に 減らしております。さらに平成18年12月の選挙では30人まで議員の数を減らしてきてい るということでございます。先ほども言いましたとおり、現在欠員が生じておりますの で、実質29人であります。そしてさらに昨年12月議会で、来年12月に執行される選挙か らはさらに2人を減らして定数28人とする条例が成立しております。そのときの提案説 明あるいは質疑の中では、多摩26市における総務省の分類に基づいて類型化された類似 団体との比較・検討を行った結果、定数28人が西東京市にとって適当であるとの判断の 下提案させていただいたものであるとされております。定数28というのは、類似団体を 重視した結果、このような提案に至ったということでございます。大きく3番目でござ いますが、議会活動の他市との比較ということについて若干触れさせていただきたいと 思います。これは資料にお示ししてございますが、1ページ、東京都26市議会の概要を ご覧ください。これは本会議の活動時間数でございますが、西東京市は、26市の中でも 非常に活発に活動しているということがデータからおわかりいただけるかと思います。 一番最下段、149時間22分でございます。これは26市あるいは類団と比べても一番にラ ンクされるものでございます。同じくもう1ページおめくりいただきますと、26市の委 員会の審査状況という表がございます。これは常任委員会と特別委員会を合計したもの でございますが、最下段に同じく西東京市が掲げられておりまして、合計で155時間15 分という時間数になってございます。これも類団あるいは26市の中で比べましても比較 的上位に位置される活動状況であるということが読み取れます。ですから26市の中でも 本会議、あるいは委員会が活発に行われているのが見てとれるものでございます。続き まして大きな4番目、政務調査費について説明をさせていただきます。もう一枚おめく りいただきますと、資料3は26市の議員の政務調査費の状況を一覧表にしてございま す。最上段に西東京市は24万円と掲げられております。お一人当たりの年額でございま す。これは26市の中で見ていただきますと、類似団体あるいは26市中で比べても決して 多い額ではないと見てとれるものと思われます。類似団体の中ではむしろ低額に位置し

ているというふうに考えております。またこの政務調査費というのは、適正に使用され て、その使途は公開をされているというものでございます。駆け足で大変恐縮でござい ます。もう1ページおめくりいただきまして、資料4をご覧いただきたいと思います。議 長、副議長、常任委員長の職務等。これは地方自治法また市議会委員会条例から抜粋し た各長の職務についてまとめた資料となってございます。まず議長の職務は、地方自治 法上ではここに記載のとおりでございますが、議長職務の大変さということを考える上 で、こちらの資料にも記載されております自治法の104条を見ていただきたいと思いま す。「議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」と のこの規定は、議会運営上の全ての責めが議長に負わされているということでございま して、会議が紛糾したり、議場が混乱したり、審議の停滞を招いたりした、などの対応 では各会派の調整あるいは議員間の調整、執行部との調整、また議会事務局職員への指 揮、監督などを総合的に行わざるをえず、その対応を考えるとその職責の重さは大変な ものがあると言えると思われます。そしてまた議長は、対外的に市議会を代表して会議 に出席する場合が多々ございます。市内で行われる公式行事はもとより、都下26市で組 織する26市の市議会議長会、その上部団体である関東市議会議長会でありますとか、さ らには全国市議会議長会、また、これらの関連組織への会議に出席したり、国、東京都 などへの要望活動、陳情行動等さまざまな会合に出席する必要がございます。ある意味 で土日夜間問わず私的な時間が多分に制約を受けている実態がございます。次に副議長 でございます。副議長は、自治法の第106条にございますように、議長を補佐し、事故 あるときは副議長が議長の職務を行うこととなるものでございます。その意味では、議 長に次ぐ、議長が欠ければ全職責が副議長に負わされるということでございまして、非 常に重いものがございます。最後に委員長、常任委員長の職務でございます。これは市 議会の委員会条例に規定がございまして、第11条で「委員長は、委員会の議事を整理 し、秩序を保持する。」ということが規定されています。つまり議事の整理、秩序保持 の意味は本会議での議長の役割と同様でございまして、委員会に対しては全責任を委員 長が負っているものでございます。定例会中の委員会以外の閉会中におけます毎月の常 任委員会の開催により執行部等との調整もあるものでございます。ですから議長同様議 会の運営が混乱したような場合には、各会派、各議員間、執行部との調整に相当の労力 と時間を費やしているものでございます。さらに委員長というのは、他の議員と違いま して、本会議で委員会の審査のやり取りの状況を報告しなければならないという義務が あり、そういった意味でも他の議員とは異なる職責を負っているものでございます。結 論として申し上げるならば、議長、副議長、常任委員会委員長等の職務には、それぞれ 職責の違いがあり、それらが役職に応じて報酬に反映されることは当然でありまして、 実態としましても全国各市においてもそのような職責が報酬に反映されているものと思 っております。駆け足で、大変ざっぱくで大変申し訳ございませんが、以上でございま す。

浅川会長

議会事務局の方からの説明が終わりました。不明な点などご質問を受けたいと思います。

蓮見委員

この中で兼業がだいぶ減っているという話なのですが、兼業というのは大半が自営業だとは思うのですが、給与所得者はいるのでしょうか。一般の会社に勤めていらっしゃる方はいるのでしょうか。

尾崎議会事務局長

自営業の中で、いわゆる法人化され役員をやっている、そういった意味で給与所得者 という位置付けの方はいらっしゃいます。

蓮見委員

ということは、ほとんど自営業ということでよろしいですね。

尾崎議会事務局長

はいそうです。

原田委員

だいたい最低何票とると当選されるのでしょうか。何千人の票を受けて仕事をしてい らっしゃるのでしょうか。

小谷野議会事務局次長

最低ラインで1000票くらい。

高崎委員

1300票くらいでしょうか。

原田委員

たくさん取る方では。

尾崎議会事務局長

3000票くらいでしょうか。

原田委員

最低で1300票の票を受けて当選されている。

尾崎議会事務局長

それは前回の選挙でございます。次回は2人減りますので、何とも言えないところでありますが、厳しいものがあると思われます。

筑井委員

資料のページ1、2で、会議時間の記載がありますけれども、西東京市は大変多い時間を割いているとなっておりますけれども、近隣の市と比較した場合に、議会運営を上手にやればもっと削減できるとの見方もできるのではないかと思いますが、その辺どうなのでしょうか。

尾崎議会事務局長

その辺は非常に答えにくいところでございまして、各市の議会活動の結果を反映した ものでございますので、コメントを差し控えさせていただければと思います。申し訳ご ざいません。

浅川会長

長ければよいという話ではないということですか。

柳田委員

先ほど出初式とか成人式、防災訓練、敬老会にも出席なさるということですが、これ はあくまでも任意ですよね。

尾崎議会事務局長

そうでございます。ただ、市の関連部署から案内状を差し上げて出席していただいて いることもございます。

柳田委員

でもそれは出席しなければならないものではない。

尾崎議会事務局長

義務付けではない。ただ実態として中間的な意味合いを持つのかなと思います。

小谷野議会事務局次長

全てが公務ということにはならない部分も、当然出初式等諸行事ございますから、その辺全てが公務かというところは微妙な部分があります。ただ、先ほど局長が説明しましたように、地域の活動において、議員があるということ。ある地域の意見、考え方、地域の問題を汲み取るといった中では、当然そういうイベントに出て行くというのも事務局としては議員活動と考えております。これは、各議員の考え方もございます。例えば議員の政治手法とか考え方、諸課題がございますので、その中での活動の部分もあるやということでございます。

柳田委員

でも市から案内が行くのがいくつかあるということですね。わかりました。

浅川会長

ちょうどお約束の時間となりました。よろしいですか。それではこの辺で議員の議会 活動についての説明を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

尾崎議会事務局長、小谷野議会事務局次長

ありがとうございました。

浅川会長

次に前回第4回の会議録について、いつもどおり確認をして決定をしたいと思います。各委員の皆様方で、お気付きの点等はございますか。

皆さんよろしいでしょうか。それでは第4回会議録は承認を得たということとさせていただいてよろしいですね。ありがとうござます。

事務后

ありがとうございました。それでは会議録につきましては皆様のご承認をいただきま したので、公開の手続きに入らせていただきます。

浅川会長

それでは、議員の報酬についての審議に入ります。ただ今、議会事務局の方から、議員の活動状況についてのご説明をいただきました。私は、議会事務局からの説明を聞いて、議員の方々が議員活動に多くの時間を費やしていること、つまり議員活動に対する専従性、それから議長、副議長、常任委員長等といった方々は、それぞれの職責があることから、議長以下、副議長、常任委員長等、議員といった順序による格付け、体系論と水準論の適用が妥当であるとの感想を持ちました。そこで、委員の皆さん方からお伺いしたいのですが、市長、副市長等の特別職については、前回の原田委員のご提案により、格付け、体系論と水準論の話がございましたが、議員についても、原田委員よりご提案のあった職責に応じた格付けの考え方が適用されると思いますが、委員の皆様方いかがでしょうか。ご意見をお伺いしたと思います。

柳田委員

格付けとしては妥当だと思うのですが、それの報酬に対する反映のしかたというのは、どのようになっているのでしょうか。差は何が基準となっているのでしょうか。

事務局

柳田委員のご質問の趣旨は議長、副議長、常任委員長等、議員についてそれぞれの間差といいますか差はどういうことからなっているのかということですね。私どもの認識は先ほどの議会事務局からの説明の範囲でございます。それぞれの職責があるということと、本市もそうですが各市においてもそのような結果として序列があるという認識で

ございます。従いまして間差の数値がどういう計算であるのかは存じておりません。 浅川会長

特別職については原田委員から妥当性についていろいろ説明がありましたね。今日は議員活動のことから皆様方からするとしん酌するということになりますけれども。審議や答申にあたっては、基準というか根拠に基づいてやることが妥当だというふうに思います。

原田委員

これは前回の繰り返しになるのかもしれませんけれども、今回議会の議長や副議長の ご説明をお願いしたのは私でございますが、例えば議長で申しましても、現在の部長 職、一般職の最高給与を超えていることは珍しいということは少なくとも言える。です が、前回のお話の延長線上で考えると、議長の職が一般職員に比べて0.9であると、通 常考えると部長に使われて議長は働くのだと格付け上はなるわけです。しかし行政職と 議会は切れておりますし、そういう関係にはないわけでありますので、そういう指揮命 令系統の上下ということで報酬を決めるということは一応できない。だからこそ今回わ ざわざ議会だけを切り離してご説明をたまわったということでございます。しかしなが ら何かやはり基準がないと議論ができないだろうということも他方である。その時に参 考になるとすればやはり部長職しかないのではないかと思います。何ら論理的な関係は ありません。例えば議長職が部長より安いので彼の指揮命令系統の中で働くということ はないわけですから、そういう意味では制度的には切れているわけですけれども、何か 参考にせよということを考える場合にそれしかないのかなあというのが私の感想ではあ ります。根拠があるかと言われるとよりございません。議会と行政は違うわけですから ないわけです。先ほど柳田委員のお話もありましたけれども、何か挙げろと言われると それしかない。前回の行政の4役について申し上げたことと同じことなのですが、社会 経済情勢や市民感情を反映させる方法としてここで高いか安いとやる以外の方法で何か 目安みたいなものを出せと言われると、やはり部長職しかない。部長職には一定程度の 社会経済情勢を反映させていると見ることができるし、またその経済状況に応じて市民 感情が動くとすれば、それを一定程度反映しているというふうにも見ることができる。 仮にそういうものをなしに全部チャラにして出すということは、またその2つ3つを考慮 してやるということは非常に難しいと思います。根拠があるかと言われたらないのです が、それ以上に差し当たり目安がないというのも事実であります。

浅川会長

今差し当たり目安がないという目安という言葉をいただきましたが、あるいはそれに 関連してご意見がございますでしょうか。

西道委員

原田委員がおっしゃったことに私も賛同いたします。他に拠るべき方法があれば別なのですけれども、何らかの一応の客観的な根拠というかそういうものを探すとすれば、原田委員のおっしゃったような考え方が妥当するだろう。そういう意味で原田委員のご見解に賛同すると、こういう次第でございます。

浅川会長

明解な意見をいただきました。他にいかがですか。あるいは感想なりお伺いしてよろ しいですか。

蓮見委員

西道委員が言われたとおり私も原田先生の案は明解だなあと思います。というのは、

最初格付けというのは私らにはなかなか印象があまりいい表現ではないのかもしれませ んが、しかしながらやはり仕事をする上では数字で表して格付けを示さないとわかりま せんし仕事の効率も悪いと、やはり必要なのかなあとこの間先生の話を聞いて考えまし て、先生の案の中に市長が1.5、部長職というのは時代の変化に伴って上下するという 部分がありますので、その数字を基準にするというのはそれしかないと思いますし、そ れに従って市長が1.5だとか、あるいは副市長が1.35とかという数字が出されていまし たけれども、とても一般の私らにはわかりやすい数字だなあというふうに感じました。 そういうふうな決め方が一番一般に理解を得られやすいというお話をされておりました が、まさに私もそのとおりで、例えば、1,000万を1,010万にしようとか、1,200万にし ようとか、ただ単に数字で大まかに挙げるというのはなかなか論議をしにくい部分があ ると思いますので、そういう意味では1.5倍ですとかある程度数字を表していただける のは一番明解なことかなあと感じました。それからちょっと余談ですが、3年間給与を 固定したらいかがかという話がありましたが、それにはちょっと賛同しかねる部分があ ります。やはり人事院勧告とかに沿っていった方がこれから短期間の急激な変動が無い とも限りませんので、そこら辺は人事院勧告に従ったほうがいいのかなという意見と、 それからどうしても一つ納得ができないのは、2割加算ですか、20%加算というのがあ りますけれども、あれがどうにも。1990年にできた条例を2001年に合併した市が踏襲し ろというのは何かおかしな話で、数字上のやり方で変えることもできるのではないか。 まして西東京は新しい市なので、今までは他市を参考にしてとか類似団体を参考にして 給料を決めていると、議員数を決めているということを先ほど言われましたけれども、 変な話ですが、合併してもう10年も経ちまして、特例債も切れたりとか、そういうよう な方向で、まあ西東京が他市の参考になるような市になっていただけるためにも、そう いう昔の悪しき慣習を改定されたらいかがかなあというふうにこの間お話の中で聞きま して、そういうふうな意見を持ちました。議員としましては、今言われたとおり、非常 勤で難しいですよね。数字を出すというのは大変難しいので、これもやはり先ほど言わ れた部長職を1として、そこからの数字で表す方がわかりやすいのかなという気はする のですけれども。実際に先ほども話しましたとおり、議員は先ほど聞きましたけれど も、ほぼ議員は非常勤とはいいながらもほぼそれが定職ですよね。まして前にお金が入 ってこないと柳田委員がおっしゃっておりましたが、死活問題にもなるような、それほ ど安い報酬でもないのかなと、これぐらいはやむをえないのかなという感想も持ちまし て、そこら辺のことを考慮して数字で表したらいかがかという意見を持ちました。

浅川会長

どうもありがとうございました。順々にいかがでしょうか。

筑井委員

よろしいですか。民間の賃金体系について、参考までにここでお話をさせていただきたいと思います。皆さんご承知のように年功序列の給与制度が改定されまして成果給という形になっていますよね。私どものところも役割等級制度という賃金体系にしまして、現業でいきましたら、高卒が6級。5、4、3、2、1といきまして、1級職がほぼ係長クラス。先ほど格付けの話が出ておりましたけれども、6級の高卒で入ったところを1として、係長クラスを3にすると、やはり格付けということでやっております。水準については、役割等級ごとに最低基準、この級はこういうことをやりなさいという基準を設けまして、それに対して年間の個別の個人ごとに目標設定して、これは上司と一緒にやるのですけれども、それを1年後に評価する。その評価に基づいて、次年度の給与の格

付けが決まる。すぐに上がるわけではないのですが、そのような形でやっております。それで、一番大事なのは、1年ですぐ目標の成果が出るのかというとなかなか全てが成果は出ないと思うのですけれども、その目標を達成するためのプロセス、どういうふうに努力したか、そういう過程を見てあげるということを並行して評価しています。前回私欠席させていただきましたけれども、格付けと水準ですね。私はその考えでいいのかなと思っております。

高崎委員

私の場合は全て無知の世界で、原田委員からの話が全て基本になるような形で、今までずっときております。特に私の場合は商業的立場からいって、議員とのつながりも多いのでございます。いろいろとお願い事等がございます。街づくりから何から、市長に対しても、保谷が終われば田無の南口の整備をしてくださいとかいろいろなお願いにあがったりしている部分が多々あります。それに対して、西道委員が言ったように、市長というのはあくまでもみんなから選ばれた中の長であって、全てを運営するのがおそらく市長ではないかなという気がするのです。それに対して今やっているのが議員報酬ですか、説明を聞いていてもこれ以上ない。ある程度格付けの1.5なら1.5に照準を合わせてこれがいいのか悪いのか、妥当なのか、妥当でないのかというところをもう審議すべきであって、これ以上何かいろいろ入ってきても、1.9がいいのか、1.5がいいのか、という部分で、類似団体との間をとってということよりも、西東京は西東京のカラーがあるでしょ。蓮見委員が言ったように他市の見本になるような市でなければいけないと思うので、西東京全体のプライドというのがあるけれども、ある程度の報酬というものに対しては、1.5なら1.5を基準としたものが適切ではないかと思います。

高木委員

私なんかも議員という人たちを世界の歴史的に見ると、自分たちの職業を持ってボランティア的な人たちが昔はやっていたのでしょうけれども、時代が変わりまして、専業の人が増えてきた。専業の人が増えるというのはこの時代はしょうがないと同時に、やはり昔みたいにお金持ちだけが議員になれるのではなくて、やはりいろんなバランス感覚を持った方が議員に入るということは、仮にお金が無くても議員に入るということは非常に必要なことなので、生活を一定に守るためにも一定の報酬は必要なのだろうと思います。それから先ほどから格付けという言葉がありますけれども、私言葉自体には抵抗感がございますが、いずれにしてもバランス感覚というのは必要なことだと思いますので、やはりそのバランス感覚を持ちながら一般市民でも議会に議員として入れるような生活の保証というのは必要なんだろうなあという気がいたします。

富田委員

私もこういうフィールド的なことは無知なほうなのですけれども、これまで皆さんのご説明とかを伺っていまして、やはり他の市ではまだこういう報酬等を体系的、水準的な面から進めている状況はないというお話が前回ございましたけれども、是非今回はそういうことを考慮した体系的、水準的に見て我々はこういうように決めたのだという先駆的なものの決定の方法に是非移行していっていきたいなというのがこれまで見て思っているところです。ですから1.5になるか数字はまだわかりませんけれども、部長級クラスの方々を基準として、市長、副市長等の給与を体系的に決定していくというところに私は賛同させていただきます。また議員に関しましても、4年に1度選挙が行われます。これまで若い世代の議員も増えておりますし、女性の登用数もかなり多くなってきていると思います。専業としている方の中にも、当然男性の方も多いと思います。やは

り議員というものが一つの職業として機能していくためにも、やはりある程度の報酬は必要だろうと思いますので、今までのこのぐらいの水準を維持していくべきではないかと私は思います。

大屋委員

私の方はもう一つの体系で決めるというのは、それは一つにはやたらに上がるものの セーブということもありますけれども、基本的には民間会社なら儲かればいくらもらっ てもよいというのが僕にはあるのですけれども、だからそれをセーブしながらなおそう いう基準という基準が出てきませんかね。それを下支えしているというものだと私はそ ういう解釈をしております。それに対してそれではどういうふうに考えられるのかとい うのが、社会情勢であったり、市の財政状況であったり、そして当然市民感情ですか、 まあ難しい、私はあまり市民感情は考えるべきではないと思いますが、市民生活をある 種考えながら、そこから決まってくるものだというものでなければならない。公務員が 交通事故を起こした時に市民に奉仕すべき公務員がというような言葉がありましたです ね。裁判所の判決に。奉仕なんて古典的な言葉に私びっくりしたのですが。いずれにし ても、そういう言葉がついてまわるように、そういうレベル、ところでやはり考えるべ きであって、儲かっているか儲かっていないか、それは皆さん当然承知していることだ と思いますので失礼ですけれども、そういうものじゃないので、つまり民間と比較して どうのこうのということも全く意味が無いのだと私はそういう考えにいますので、そし てその体系をどうのこうのと、ある程度体系で押さえていくという考え方、それと同時 に、ちょくちょくお配りしている資料もそうなのですけれども、20年度の財政白書など も大変な状況にきているわけです。こういう状況の中で市民に対して目を向けて特別職 の方々がどういうように見るかと、やはりそこが非常に重要になってくるのです。私は そのことが一番重要なことなのだと考えているのですけれども、いずれにしましても、 私はそういう観点から報酬というものを、これから具体的になっていくのでしょうけれ ども。そういうように話を進めたいと思っております。

柳田委員

私の私案については、今度ということなのですけれども、ちょっと趣旨を。

浅川会長

趣旨をちょっと述べていただいて。

柳田委員

考え方としてはやはり公務員は全体の奉仕者であるという観点から考えなければいけないということです。それで、基本的には、この諮問が、社会情勢、市民感情、財政状況等について勘案して検証するというふうに諮問されていますので、それぞれについてきちっと踏まえて給与、報酬の妥当性を決める必要があると思います。いくつか私は資料の検討をしたりしておりまして、また別にメモとして出させていただいております。ですからそういう検討をする必要があるということでのたたき台のようなものでございます。それぞれについてまた次回でもご説明しますけれども。それから給与と報酬の決め方ですけれども、格付けと言いますか部長職を1として基本としての考え方は客観的に見てそれしかないかなと思いますので、それは賛成です。そしてあと常勤と非常勤で違うことも納得しております。ただし次回説明しますけれども、監査委員というのが他市では非常勤というのが、法律上はこのくらいの小さな都市では義務付けられていないということなので、そういう立場も考えて決めるべきではないかということをメモにも書いてあります。あとは格付けに対応する水準につきましては、客観的な数値が必要だ

ろうと思いまして、現状から見ておっしゃるのではなく、今回の報酬審議会というのが、07年の引き上げが出ている現行の額の妥当性を検証するという立場でありますから、その引き上げについて、それが妥当であったのかどうかという観点も踏まえながら、そしてあと現在市長職、市長になられた方が公約として市長給与20%カットということで当選されている。それはある程度西東京市の民意だろうというふうに考えますから、常勤職についてはそのことを考慮しなければいけない。議員については、また別立てではある。考え方としての方向付けはそういうふうに考えております。ただ、今非常に社会状況が厳しくなっているということで、それもさらに加味した改定をしなければいけないのではないかというふうに考えます。ですから2段階で考えるべきではないかというふうに思っております。

浅川会長

お配りしてある資料の要約の話をしていただいたようで、次の回にこれを踏まえて話をしていただくと。

柳田委員

メモが多いので少し要約したものを作りましたので後でお持ち帰りください。

浅川会長

一通りご意見を伺いましたが、今のまたは全体を通じて何かご意見がございますか。 蓮見委員

ちょっと余談なのですが、確かに言われたとおり予算があまり芳しいというわけではないですよね、西東京市の場合。収入の率もそれほど高いわけではない。これは帰りにちょっと話したのですが、それは報酬審議会とは意味が違うと言われましたけれども。報酬に関しては他市との比較をしないとやむをえないという部分があると思います。議員を通じましても前に高崎委員が言われましたけれども、例えば若い人たちなどいろんな人たちが議員としてやっていただける分には西東京でやろうという気持ちになって、隣の小平でやろうとか、他でやろうとかなられても困りますし、そこそこの金額があってしかるべきかなという気がいたします。ただ予算的に厳しいという、財政的に厳しいということは重々わかっております。一人当たりで10万20万減らすよりも、その大元の人数を減らす方が一番効果的なのかなと思うのですが、これは趣旨が違うということだと思いますから、そういう機会があれば是非そちらの方にも働きかけたい気持ちはしますけれどもというふうに感じました。

原田委員

私も余計なことですけれども、今お話が少しございましたので申し上げますと、私の地元は西東京ではございませんで、福岡の赤池というもうなくなってしまった町なのですが、その町は私がちょうど大学生時代につぶれておりまして、財政再建団体でございます。今でいう夕張みたいな町でございます。日本の地方財政というのはざっくり言ってしまうと、交付税や補助金やざまざまな地方税等もございまして、財政のしくみというものが存在するのですが、基本的に足りないようにできている。どういうように足りないようにできているのかと言いますと、財政力指数1という自分のところでやっていけるだけのお金をちゃんと賄えるという自治体というのは全国に非常に少ない。西東京市にお住まいの皆様方は西東京市の財政が非常に危機的だと思われるかもしれませんが、私なんぞに比べれば、そんな理想的な街で何がおかしいの、これは私が極端なのですね、完全に一番下におりましたので。完全に全ての市民サービスがストップして、全て国のコントロールで。そういう団体が珍しいかというと必ずしもそうではない。日本

の財政はそういうふうに作られている。ここだけ見ると、皆さんのご自宅もそうかもし れませんが、なんとなく懐寂しいなと思われるかもしれませんが、他を見てみるともっ と寂しいところは山ほどあるわけです。ですからやはり地方財政は私良くないと思いま す。基本的に良くない、足りないしくみにしているのは良くないと思いますけれども、 決して西東京市の財政は私の眼からすれば、私のメガネはかなり歪んでおりますけれど も、素敵な街であるということです。赤池町というのは市町村合併し、統合されて無く なってしまいまいまして別個の市になっておりますけれども、財政力指数は0.2くらい です。九州で財政力指数が1を超える団体はほぼゼロです。ある団体は原発か火力発電 所を持っているところです。それ以外は全てといっても過言ではない。あとは競艇をや っているところとかはありますけれども、基本的に1を超えたら、1ギリギリになったり すると、もうそれはこんな理想的な自治体はないというくらいの状態です。全国的にま ず間違いないことだろうと思います。東京都市部だけは非常に高い。うらやましい。私 このお金を持って地元に帰りたいと極端に言うと、それが一つ目です。ですから地方財 政全体を見てほしい。むしろ例えば特別会計の持ち出しをしているのは私良くないと思 います。ですが、全般的に見てそんなにひどくはない。というようなことでやはり考え ていく必要があると思います。大いに危機感を持つべきです。危機感を持ってくださ い。ああなったらおしまいですから。しかしながらそんなしまいな状態ではないという ことです。

柳田委員

余計なことのついでに感想を申し上げますけれども、私は柳沢に住んでおりますの で、隣が武蔵野市で、どうしても武蔵野と比べることが多く、類似団体だと八王子など 入っておりますけれども、非常に遠くて人口数も50何万人で面積も非常に広大というこ とで、それよりもやはりお隣の武蔵野市で日常的に生活感覚として行ったり来たりして おりますし、あちらの図書館を使わせていただいたりだとか、お買い物をあちらでした りとかいろいろあります。そういう感覚から比べますと、武蔵野市は富裕自治体であり まして、市民税も、個人市民税も高くて豊かであります。商業地も抱えている、法人税 も多くてというところで。例えば公園一つとっても、市民生活に密着したサービスとい うのが非常にきめ細かく行われている。そういう観点から見てみますと、私たちの市は 非常に寂しい。具体的な例を一つ申し上げますと、武蔵野市と西東京市の間に千川上水 が流れております。武蔵野大学のそばなのですけれども、武蔵野大学と共学になってか らでしょうね、学生がバイクを使っておりまして、そこを違法に駐車することが多く て、何度も武蔵野大学に私のつれあいが千川上水沿いをジョギングしておりまして邪魔 になるし危ないので注意したのですけれども、そこはらちがあかなくて、市の方にも言 ったのですけれども、市で整備してちゃんとやってくれといってくれと言ったのですけ れども、動かなくて、そこの管理が武蔵野市に変わったのです。北側は西東京市が管理 して、南側は武蔵野市だったのですけれども、それが両方武蔵野市の管理になりまし た。そうしましたら途端に予算がついてきちっと入らないように整備するとということ ができた。そういう具体的な生活実態の中で見ておりますと、お金というのはどういう ふうに使うべきか、もっと使うべき場所がたくさんあると私は考えるのですね。報酬を たくさん市長や議員にあげるよりも、もっと身近な生活のところで日々日常暮らしてい ると、公園一つとっても公園は多摩26市の中で一人当たりの面積は最低です。最低なん です。そういうところにもっとお金を使うべきではないかというふうな考え方がありま す。そういうものが市民の思いの中に、市民感情というのはそういうところも含まれて いるわけですね。ですから、お金だけ見ているとわからなくなるということがあると思います。実際の生活の中で私たちにふさわしくお金が使われるべきところに使われているかというとそうではない、という実感をひしひしと感じております。子どもたちの教育環境一つとってもそうです。陳情のところに付けましたけれども、校庭の芝生化、いい悪いはありますけれども、健康にもいいとか、サッカーができるとか今広がっています。東京都も進めております。1校芝生化するのに3,200万、3,000万くらいあればできるんです。西東京市も芝生化しております。芝生化しているといってもどれだけの面積をしているかというと校庭全部ではないんですよね。ほんの一部です。一部分を芝生化して西東京市も芝生化してやっておりますという状況です。そういうことを一つ一つ挙げていきますと、とてもとてもきちっとしたお金の使い方がなされているとは思いません。そういう状況です。

原田委員

先ほど言い忘れたのですが、柳田委員のお話とは全然関係ないのですけれども、私が この水準と体系、体系のあと水準を考えて報酬等を決定すべきだと言いましたのは、根 本的には先ほどの筑井委員のお話がございましたけれども、いったいどれだけ金を出し たかということではなくて、その一定のお金の中でどれだけ会社の中で仕事をして企業 の利益に貢献したか能力をいかに発揮したか、実績をどれだけ出したかということが重 視される世の中になっております。もちろんいいか悪いかは別であります。この場の議 論というのはさしあたり市長がどれだけ頑張るかということは全く度外視されておりま して、この金をいかに安くするのか維持するか、高くするかということになっておりま す。私からするとそういう議論で本当にいいのかな。できる限り市長の給与というのは 一定の算数の公式に入れれば、ある程度出てきて、あと一番市民として見るのはその金 の毎年の報酬審の1万円、5千円の上がり下がりではなくて、一定の金額から一体市長は どれだけやったのかということを本来選挙に向けて見ていくという地方自治のあるべき 姿なのです。できる限り機械的にとはいいませんけれども一定のルールに基づいて報酬 を算出する。そこにできる限り恣意を入れない。そしてお金を出した上であとは市長が 何をやったのかを見る。その金をいくらあげるというのは取り戻せるかもしれない。例 えば1万円給与を高くした。では取り戻してくださいよ、ということがあるかもしれな い。例えば企業を誘致すれば1万円で1千万円が入ってということがあるかもしれない。 要するにちゃんと市長のパフォーマンスを見るというのが地方自治の根源であります。 ということを考えれば、給与というものはできる限り、ある程度恣意が入らないしくみ にしておくことがよかろうと私は個人的に思います。それが地方自治なのではないかと 私が思うものですから、この場で体系と水準で考えたらいかがかということで、ある程 度機械的にはなりますけれども、市民の目がそちらにいく方がより健全な議論になるの か、デモクラシーの観点から健全な議論になるのかということを考えるのではないかと 思っております。

柳田委員

それで私の提案は次回ということですけれども、原田委員のご提案の体系と水準の考え方を一応取り入れてご提案しております。

浅川会長

そうしますと、委員の皆様方のご意見を整理しますと、市長、副市長等の特別職そして議員についても、原田委員より提案のありました職責に応じた格付け、抵抗があるかもしれませんが、格付けという言葉、体系論と水準論をもとに考えると、これを用いる

ということでご了解いただくということでよろしいですか。それでは本審議会では繰り返しになりますけれども、体系論と水準論を用いて、特別職等の給与と報酬を審議するということにしたいと思います。次回11月6日の会議におきましては、柳田委員にお配りいただいた資料をご説明いただくということですね。次回は各委員の皆さん方から、具体的な数値、あるいは倍率についての意見をいただき審議をするということにしてまいりたいと思いますがよろしいでしょうか。なお、次回の会議には、高木委員はご欠席とのことですが、次回の会議は今言ったような形で進めてまいりたいと思いますが、もしご意見等があれば言っていただいても結構ですしどうしましょうか。

高木委員

私個人としての考えとしては、まず市長というのはこういう組織の規模からするとそ の責任からするとこのぐらいの金額というのはまあしょうがないのかなという方になる のでしょうかね。先ほどから言っている原田委員のおっしゃっている格付けというのも はやり必要なことだと思います。それについても先ほどと同じように賛同させていただ きます。それからその他の方たちなのですけれども、どの人がいくらが妥当かというの は、報酬というのはなかなかわかりづらいことなのですけれども、やはり合併してから 市もかなり努力をされているとは思うのですけれども、全体からすると市の職員の数と いうのは今後も効率よくやって人数を減らしていただきたい。そういう努力はしていた だきたい。最近の外国の発表によりますと日本の経済格差というのはどうも進んでいる らしい。そこの中で出てくる言葉の中で貧困率と言いましたかね、貧困率というのが日 本の場合非常に高くなっている。そういう情勢を踏まえてみると、やはり個々というの はなかなか難しくてわからないのですけれども、全体の歳出というのはやはり今後にお いても皆さんが努力して優先順位だから、少ない歳入の中で歳出というのを考えていか なければいけない時期なんだろうと思います。ですからそういう意味で全体としての歳 出の削減というものは今後において必要なことだと思っております。今のところはその ように考えております。

柳田委員

私の提案についてのお考えも出していただけるのでしょうか。

高木季昌

先ほどいただいたばかりで、まだよく見ておりませんので、私もわからないのですけれども、あれば事務局にお出しします。

浅川会長

他に何もないということですので、本日の審議についてはここで終了とさせていただきます。引き続き日程調整をさせていただきます。と申しますのは審議の運営上、11月17日を答申日といたしますともう1日審議会を持つ必要があると判断をいたしました。次回の会議は、11月6日金曜日午後6時から開催いたしますことは確認済でございますが、その後の審議会を11月12日木曜日午後1時30分開始ということで追加して開催したいと思いますがご都合はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それではよろしくお願いいたします。なお、審議会の資料をご用意されている方につきましては、審議会の運営上、予め事務局に提出の上、事前に委員に配布した後審議したいと思います。次回の会議で資料を配布したいとお考えの方がいらっしゃいましたら、10月30日金曜日の午前中までに事務局へ提出をお願いいたします。

原田委員

1点気になりますが、委員の方が出された資料というものは公文書となりますでしょ

うか。

事務局

審議会に出された資料は基本的には傍聴人の方にもお配りいたします。前回こういう議題でやろうと決めておいて、そこに任意の資料が入りますとスケジュールに支障が生じます。事前に事務局に1部で結構ですのでお出していただいて会長の了解をとっていただく。そうしますと、私どもは審議会の総意としてそれを公文書として扱い審議会資料といたします。情報公開コーナーでの公開の対象ともなります。

原田委員

私毎回それが不安でして、公式にお配りになるのは、右の肩に例えば資料番号を付けていただくとやはり公文書となる。それ以外でもめるというのは市民にとって絶対良くない。

事務局

資料は、事務局から提出するもの、委員の皆様方からの要望により提出するもの、あとは個々の委員の皆様が提出されるものがあります。全ての文書が皆様の目に触れて一定の時間があって咀嚼がされたものでなければ対案や意見が出せないと思います。従ってそのルールを守っていただきたいと思います。

原田委員

公文書として配布する段階で、絶対ないとは思いますが、現在の法制度上の問題がないわけではない。例えば私たちが学生に資料を配る際に、一定の人権に配慮しているのかとか、ジェンダーに配慮して資料は配られているか。それが公文書として残るというのはやはりよくない。やはり事務局を通じて会長がご覧いただいた後公文書としていくべきだろうと思います。これまではそういうものは無いという前提でお話をさせていただきましたが。

事務局

原田委員がおっしゃったように、趣旨を変えることはございませんが、社会通念上問題があると思われる単語等が出た場合には、ご協議させていただくということでご了解いただきたいと思います。

浅川会長

今の件よろしゅうございますか。それではこれをもって第5回特別職報酬等審議会を 閉会とさせていただきます。皆さんご苦労さまでした。

(次回以降の日程)

第6回会議 平成21年11月 6日(金曜日)午後6時から 第7回会議 平成21年11月12日(木曜日)午後1時30分から

第8回会議 平成21年11月17日(火曜日)午後6時から